

第92号議案 大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和58年条例第31号）

2 改正内容

別表第1の1通所施設の部 大田区立大森東福祉園の項中「大田区大森東一丁目36番7号」を「大田区大森本町二丁目2番3号」に改める。

3 改正理由

施設の大規模改修に基づく、大森東福祉園の一時移転のため。

4 施行年月日

令和5年4月1日

5 新旧対照表

大田区立障害者福祉施設条例（昭和58年10月12日条例第31号）新旧対照表

新		旧	
○大田区立障害者福祉施設条例 昭和58年10月12日 条例第31号 第1条から第9条まで（略） 別表第1（第2条関係） 1 通所施設		○大田区立障害者福祉施設条例 昭和58年10月12日 条例第31号 第1条から第9条まで（略） 別表第1（第2条関係） 1 通所施設	
名称	位置	名称	位置
大田区立大森東福祉園	大田区大森本町二丁目2番3号	大田区立大森東福祉園	大田区大森東一丁目36番7号
以下（略）		以下（略）	
2（略） 別表第2（略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>		2（略） 別表第2（略）	